

危険物製造所等使用休止・再開届出書

危険物施設の使用を3月以上にわたって全施設又は一部施設を休止しようとするとき、又は休止中の製造所等の使用を再開しようとするときは、休止する日又は再開する日の5日前までに危険物製造所等使用休止・再開届出書を管理者に提出しなければなりません。

提出時期	休止又は再開する日の5日前
提出者	所有者、管理者又は占有者
受付窓口	危険物施設の所在する場所の所轄消防署、支署（出張所、分遣所を除く。） 予防・危険物担当係です。 ●所在地等 消防署（支署）所在地一覧は、「当組合ホームページ」総務欄をクリックしてご覧ください。
注意事項	1 届出者の押印が必要です。 2 提出部数は2部です。
備考	休止期間は最長で1年間とします。ただし、製造所等の再開に遅延の理由がある場合については、再度届出書の提出を求めるものとします。
根拠法令	西胆振行政事務組合危険物規制規則第9条 製造所等の所有者等は、当該製造所等の使用を3月以上にわたって全施設又は一部施設を休止しようとするとき、又は休止中の製造所等の使用を再開しようとするときは、休止する日又は再開する日の5日前までに危険物製造所等使用休止・再開届出書（別記様式第17号）を管理者に提出しなければならない。 2 前項の休止期間は最長で1年間とする。ただし、製造所等の再開に遅延の理由がある場合については、再度届出書の提出を求めるものとする。

別記様式第17号 (第9条関係)

危険物製造所等使用 休 止 届 出 書
再 開

平成〇〇年〇〇月〇〇日	
西胆振行政事務組合 管理者 様	
届 出 者 住 所 伊達市〇〇町〇〇番地〇〇 (電話 〇〇-〇〇〇〇) 氏 名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 印	
設 置 者	住 所 伊達市〇〇町〇〇番地〇〇
	氏 名 〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇
設 置 場 所	伊達市〇〇町〇〇番地〇〇
完 成 検 査 番 号 及 び 年 月 日	完 検 第 2 7 号 平成 2 年 1 1 月 1 0 日
製 造 所 等 の 別	貯 蔵 所 貯 蔵 所 又 は 取 扱 所 の 区 分 地下タンク貯蔵所
休 止 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで
休 止 理 由 (再 開 年 月 日)	付 属 建 物 の 内 部 改 修 工 事 の た め 。 <input checked="" type="checkbox"/> 全 施 設 <input type="checkbox"/> 一 部 施 設
休 止 中 の 管 理 方 法	タンク内の残油を抜き取り、誤って危険物が流入することのないように措置を講じる。
そ の 他 必 要 事 項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。